

ら支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

(エ)前(ア)ab.により当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じてお客様が旅行の出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配をひき受けます。この場合において、出発地に戻るとともに旅行に要する一切の費用は、お客様のご負担となります。

18.旅行代金の払戻し

当社は、第14項(3)から(5)までの規定により旅行代金が減額された場合や、第16項から第17項の規定により旅行契約が解除された場合において、お客様に対して払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しについては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に当該金額を払戻します。通信契約の場合は提携会社のカード規約に従って、お客様に当該金額を払い戻します(この場合カード利用日は減額・解除を行った旨をお客様に通知した日とします)。但し、前第17項(2)により旅行契約を解除した場合には、旅行を中止したためその提供を受けなかった旅行サービスの提供に対して、取消料、違約料その他の既に支払ひ、又はこれから支払わなければならない費用がある場合は、これらをお客様の負担とし、差し引いて払戻します。

19.団体・グループ契約

当社は、同じ行程を同時に旅行する複数のお客様がその旅行の代表者(以下「契約責任者」といいます。))を定めて申し込んだ旅行契約の締結については、以下の規定を適用します。

- (1)当社は、団体を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成するお客様(以下「構成者」といいます。))の旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに属する旅行業務に関する取引は、当該契約責任者との間で行われます。
- (2)契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (3)当社は、契約責任者が構成者に対して現払い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (4)当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- (5)当社は契約責任者と受注型企画旅行契約を締結する場合において、第2項(1)の規定にかかわらず、お申込金の支払いを受けることなく受注型企画旅行契約の締結を承諾することがあります。
- (6)⑤の規定に基づきお申込金の支払いを受けることなく受注型企画旅行契約を締結する場合には、当社は契約責任者による旨を記載した書面を交付するものとし、受注型企画旅行契約は、当社が当該書面を交付した時に成立するものとし、

20.旅程管理

- (1)当社は、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、お客様に対し次に掲げる業務を行います。
 - a.お客様が旅行中旅行サービスを受けることができずにおそれがあると思われるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。
 - b.前a.の措置を講じたにもかかわらず旅行契約の内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかかわらずともなるよう努めること。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めること等、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。
- (2)本項(1)の業務は同行する添乗員によって行わせますが、添乗員が同行しない場合は現地において当社が手配を代行させるもの(以下「手配代行者」とします)により行なわせ、その者の連絡先は最終日程等旅行書面に明示いたします。

21.添乗員

- (1)添乗員の同行の有無は企画書面に明示いたします。
- (2)本項(1)の添乗員その他の者が第20項の業務に従事する時間帯は、原則として8時から20時までとします。

22.当社の指示

お客様は、旅行開始後旅行終了までの間、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社に指示に従わなければならない。

23.保護措置

当社は、当社が実施する企画旅行に参加するお客様がその旅行中に、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることとなります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様のご負担とし、当該費用を当社が指定する期日までに当社が指定する方法でお客様に支払いたします。

24.当社の責任及び免責事項

- (1)当社は旅行契約の履行に当たって、当社又は手配代行者が故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して申出があった場合に、お客様が被られた損害を賠償いたします。
- (2)お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
- (3)手荷物について生じた(1)の損害につきましては、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して21日以内に当社に対して申出があった場合において、賠償いたします。但し、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額はお1人当たり最高15万円(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます)までといたします。

25.特別補償

- (1)当社は第24項の当社の責任が生じるか否かを問わず、特別補償規程(定めるところにより、お客様が旅行参加中にその生命、身体又は手荷物の上記に被った一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。
 - ①死亡補償金:2,500万円
 - ②後遺障害補償金:程度に応じて死亡補償金の3～100%
 - ③入院見舞金:入院日数により4万円から40万円
 - ④通院見舞金:通院日数により2万円から10万円
 - ⑤携帯品損害補償金:お客様1名につき15万円を限度ただし補償対象品の1個または1対については、10万円を限度とし、現金、クレジットカード、貴重品、撮影用のフィルム、磁気テープ、磁気ディスク、シーデーロム、光ディスク等情報機器(コンピュータおよびその端末装置等の周辺機器)で直接処理を行える記録媒体に記録された情報、その他約款の「特別補償規定」第18条2項に定める品目については補償しません。
- (2)前(1)の損害について当社が前24項(1)の規定に基づく責任を負うときは、その責任に基づいて支払うべき損害賠償金額の限度において、当社が支払うべき(1)の補償金は、当該損害賠償金とみなします。
- (3)前(2)に規定する場合において、(1)の規定に基づく当社の補償金支払義務は、当社が第24項(1)の規定に基づいて支払うべき損害賠償金(前項の規定により損害賠償金とみなされる補償金を含みます。)に相当する額だけ減額するものとします。
- (4)当社の受注型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を收受して当社が実施する募集型企画旅行については、主たる受注型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。
- (5)お客様が旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病、妊娠のほか、企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハンダライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンダライダー、マイクロライト機、ウルトライト機)搭乗、ジャイロプレーン搭乗、山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの登山用具を使用するもの)、リュージュ、ボブスレーその他のこれらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は(1)の補償金及び見舞金をお支払いいたしません。但し、当該運動が企画旅行日程に含まれるときは、この限りではありません。
- (6)お客様が暴力団員、暴力団関係者その他反社会的勢力であると判断した場合、当社は(1)の補償金および見舞金を支払わないことがあり

ます。

26.オプショナルツアー又は情報提供

- (1)オプショナルツアーの主催者が当社以外の現地法人である旨を明示した場合には、当社は、当該オプショナルツアー参加中のお客様に発生した第25項で規定する損害に対しては、当社は同項の規定に基づき損害補償金を支払います。また、当該オプショナルツアーの履行に係る主催者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該オプショナルツアーが履行する現地法及び当該主催者の定めにより扱います。
- (2)当社は、「単なる情報提供」として明示した上で、可能なスポーツ等を企画書面に記載する場合があります。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中のお客様に発生した損害に対しては、当社は第25項の特別補償規定は適用しますが、それ以外の責任を負いません。

27.旅程保証

- (1)当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし次の①②③に規定する変更を除きます)は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。但し当該変更については第24項(1)の規定に基づき責任が発生することが明らかでない場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。
 - ①変更の原因が以下によるものであることが明白な場合(ただし運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したとき)の変更の場合は変更補償金を支払います。
 - a 天災地変
 - イ 戦乱
 - ウ 暴動
 - エ 官公署の命令
 - オ 欠航、不運、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
 - カ 遅延、運送スケジュールの変更等の当初の運行計画によらない運送サービスの提供
 - キ お客様の生命又は身体确保安全のため必要な措置
 - ②第24項の規定に基づく当社の責任が明らかであるとき。
 - ③第13項(1)の規定に基づいて受注型企画旅行契約が変更されたときの当該変更された部分及び第16項から第17項の規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更であるとき。
- (2)本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払うべき変更補償金の額は、旅行代金に15%を乗じて得た額を上限とします。また、ひとつの旅行契約に基づき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。
- (3)当社が本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について当社に第24項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還していただきます。この場合、当社は、当社が支払うべき損害賠償金の額お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。
- (4)当社は、お客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと対応の物品・サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

当社が変更補償金を支払う変更	変更補償金の額＝ 1件につき下記の率 ×お支払い対象旅行代金	
	旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
①契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。))その他の旅行の目的地的変更	1.0%	2.0%
③契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金ものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)	1.0%	2.0%
④契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便の変更	1.0%	2.0%
⑥契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
⑦契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
⑧契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、観音等の他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%

注1. 確定書面(最終旅行日程表)が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。

注2. ③または④に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。

注3. ④に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注4. ④または⑦もしくは⑧に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱います。

28.お客様の責任

- (1)お客様の故意又は過失により当社が損害をこうむったときは、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2)お客様は、旅行契約を締結する際には、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の旅行契約の内容について理解するよう努めなければならないとします。
- (3)お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたことと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければならないとします。

29.その他

- (1)お客様が個人的な案内、買い物等を添乗員その他の者に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生などに伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、その費用をお客様にご負担いただきます。
- (2)お客様のご便宜をはかするために土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しては、お客様の責任で購入していただきます。
- (3)ご同代金は、旅行開始日当日の基準に満2歳以上、12歳未満の方に適用いたします。幼児代金は旅行開始日当日を基準に、満2歳未満で航空機座席を使用しない方に適用します。
- (4)当社は、旅行開始後でも旅行の再実施はいたしません。
- (5)当社では、旅行契約時にお申し出のあったお名前でお客様が旅行サービスの提供を受けることができるよう手配を進めます。ご契約いただいたお客様のお名前とパスポート名が異なる場合は、ご旅行に参加いただくことができません。お客様の責任において正確な場合に、ご契約いただきました。出発前に前名前の訂正等をお申し出があった場合は、手配内容の変更に係わる諸費用を申し受けます。
- (6)当社の旅行業約款(受注型企画旅行の部)及び特別補償規程をご購入の方は係員にお申し付けください。

30.旅行条件・旅行代金の基準

このご旅行条件は2014年7月1日改正・施行の旅行業法・旅行業約款(受注型企画旅行の部)に基づき、2014年7月1日を基準として作成しております。また旅行代金の基準日は企画書面に記載いたします。

渡航先の危険情報-保健衛生について

■海外危険情報について
渡航先の国または地域によっては、外務省が「海外危険情報」を出す場合がございます。詳しくはお申し込みの販売店にてご確認ください。また、下記の外務省海外安全相談センター(電話:03-5501-8162)、「外務省海外安全ホームページ(http://www.anzen.mofa.go.jp/)」でもご確認ください。(電話番号、ホームページアドレスは予告なく変更になる場合があります)

■保健衛生について
渡航先の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報ホームページ(http://www.forth.go.jp/)」にてご確認ください。(ホームページアドレスは予告なく変更になる場合があります)

個人情報の取り扱いについて

■当社及び販売店は旅行申し込みの際提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただきますが、お客様がお申し込みいただいた旅行において、運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。
*このほか、当社および販売店では、(1)会社および会社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、(2)旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、(3)アンケートのお願い、(4)特典サービスの提供、(5)統計資料の作成、お客様のご個人情報を活用させていただきますことがあります。

渡航手続き

■旅券(パスポート)をお持ちでない方や期限切れの方は旅券を取得していただく必要がります。また渡航先により入国時、乗継時等における旅券の必要残存期間が異なります。現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証(ビザ)の取得はお客様ご自身でお願いいたします。尚、これら手続きの旅行入、出入国書類作成などについては、お申し込みの販売店にて別途、渡航手続料金をいただいた上で取り扱っております。お申し込みの販売店にてご相談ください。
*渡航先での万一の旅券紛失に備え、ご出発前に旅券の最初のページ(写真ページ)のコピー、および予約のパスポート写真2枚を旅券と別にお持ちになることをおすすめします。

大きな荷物をお持ちになるお客様へ

■航空会社にお預けになる荷物には、重さ・大きさ制限があります。制限を超える場合は航空会社の判断により超過手荷物料金がかかる場合やお預かりできない場合もあります。また、現地の空港からホテルにおいて別途運搬料をいただく場合があります。申し込み時などをお持ちになる場合は予めお申し込みの販売店にお申し付けください。

変更に伴う諸費用

- 取消料の対象となる期間に以下の事項が発生した場合は、下記の表の区分に従って変更等に係る諸費用を申受けます。なお、訂正・追加・変更・取消に伴う手配が完了した時点で、変更が発生したものといたします。また、変更に伴い航空運賃差額が生じるときは、これをお客様負担いたします。(ア)氏名および性別の変更
(イ)大人・子ども・幼児の内年齢区分の訂正
(ウ)「延泊プラン」(国内線特別追加プラン)の追加・変更・取消および航空機座席クラスの変更
(エ)その他お客様の都合による航空券の変更

ご旅行方面	諸費用
ハワイ	17,500円
ヨーロッパ(ロシアを除く)・北米・中南米・アフリカ・中東(タイを除く)	17,500円～30,000円
オセアニア	10,000円～30,000円
アジア(韓国を除く)・ロシア・南太平洋・中国	10,000円
マイクロネシア	15,000円
韓国	6,000円
上記以外の場合	5,000円

■旅行企画・実施

観光庁長官登録旅行業第1587号 JATA正会員

株式会社 B T X

604-8437 京都市中京区西ノ京東中合町56 ハレット御池2F
TEL.075-823-3550代 FAX.075-823-3383
https://btinc.co.jp